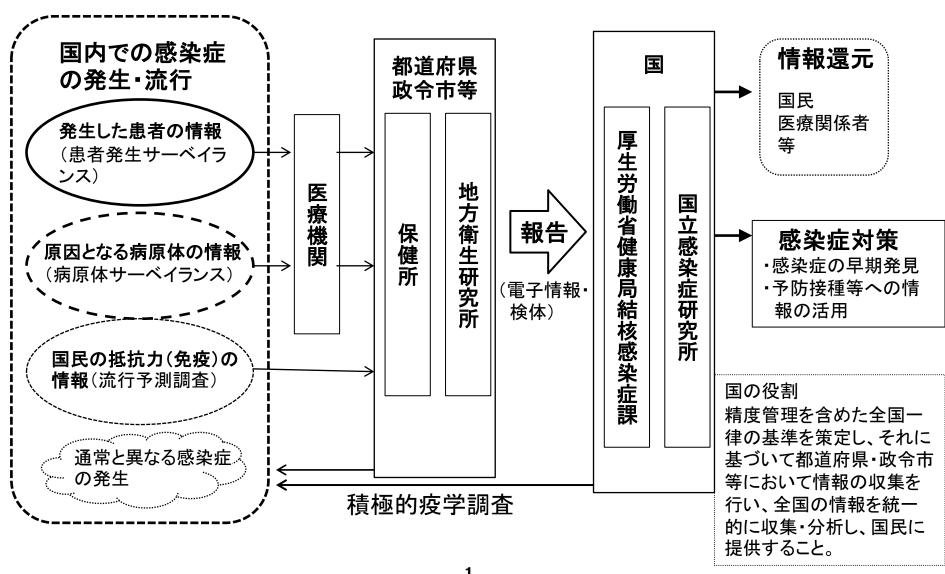
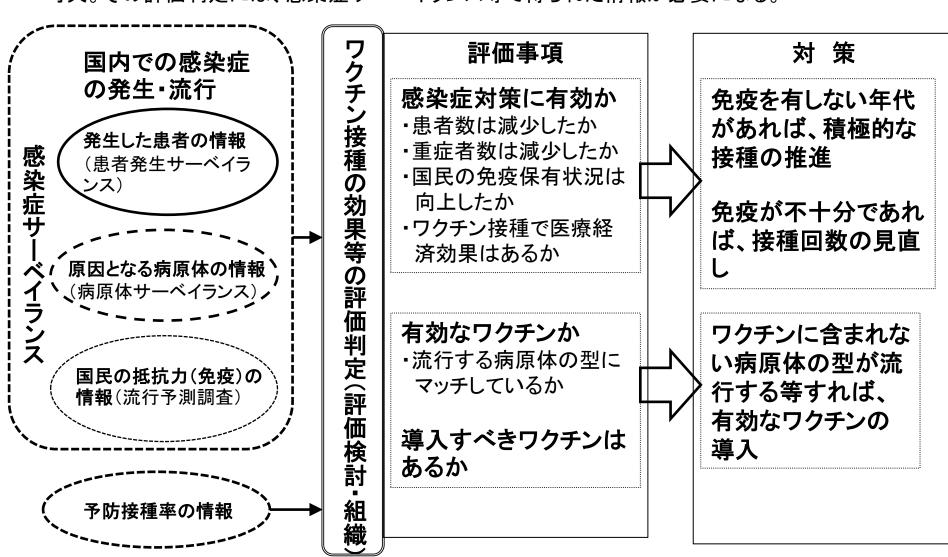
1. 感染症サーベイランスとは

感染症の流行を早期発見するため、感染症の発生状況を把握し、得られた情報を解析 し、国民が疾病に罹患しないために還元・活用するもの



2. 予防接種行政にとっての感染症サーベイランスの意義

ワクチンで予防可能な疾患については、ワクチン接種が有効であるか随時評価判定することが不可欠。その評価判定には、感染症サーベイランス等で得られた情報が必要になる。



3. 現状の課題と対応の方向性について(案)

現状の課題

≪患者発生サーベイランス≫

- ・現行のサーベイランス疾病分類では捕捉できないワク チン対象疾患がある。
 - (例:肺炎球菌とビブによる髄膜炎はいずれも「細菌性 髄膜炎」に含まれ、発生捕捉には病原体検査が必 要)
- ・現行の指定届出医療機関(定点)では正確に発生動向 を捕捉できない疾患がある。
 - (例:百日せき、水痘、おたふくかぜは、小児科に限っているため、成人での発生動向は把握が不十分)

≪病原体サーベイランス・流行予測調査≫

- ・現行制度は一部の自治体の協力で行っている。
 - (例:免疫獲得状況を把握する流行予測調査を実施している都道府県において、ポリオでは8か所のみ、 日本脳炎では9か所のみ)

≪予防接種者数の把握≫

・予防接種の接種者数は、現在、「地域保健・健康増進事業報告」に基づき調査・公表されているが、報告は年一回、かつ公表は1年程度後となっている。

見直しの方向性(案)

ワクチン導入等に応じた、サーベイランス疾病分類、定点設定の見直しを検討する。

病原体サーベイランス・流行予測調査に不可欠な地方自治体、医療機関等の協力を一層得ることとし、検査・分析を実際に担当する地方衛生研究所の機能強化を図ることを検討する。

必要な疾病については、予防接種者数を迅速に把握・公表できるようなスキームを検討する。

(参考1)感染症サーベイランスについて

患者発生サーベイランス

感染症法(第12条及び第14条)に基づき、診断医療機関から保健所へ届出のあった情報について、保健所から都道府県庁、厚生労働省を結ぶオンラインシステムを活用して収集し、専門家による解析を行い、国民、医療関係者へ還元(提供・公開)することで、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止するもの。

病原体サーベイランス

患者発生サーベイランスで報告された患者に由来する検体から病原体を分離・同定し、病原体の動向を 監視するもの。

感染症流行予測調査

集団免疫の現状及び病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と併せて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図り、さらに長期的視野に立ち総合的に疾病の流行を予測するもの。

- 〇 感受性調査
 - 流行期前の一時点における対象疾患の抗体の保有状況について、年齢、地域等の別に把握する。 【対象疾病】ポリオ、インフルエンザ、日本脳炎、風疹、麻疹、百日咳、ジフテリア、破傷風
- 〇 感染源調査
 - 1 定点調査:病原体の潜伏状況及び潜在流行を知る
 - 2 患者調査:患者について、診断の確認を行うために病原学的及び免疫血清学的検査を行って、病原体の種類と感染源の存在を知る

【対象疾病】ポリオ、インフルエンザ、日本脳炎

(参考2)感染症サーベイランスの疾病分類

感 染 症 類 型	感 染 症 名 等
1 類 感 染 症	法 エボラ出血熱,クリミア・コンゴ出血熱,痘そう,南米出血熱,ペスト,マールブルグ病,ラッサ熱
2 類 感 染 症	法 急性灰白髄炎,ジフテリア,重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る),結核,鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。以下「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)
3 類 感 染 症	法 腸管出血性大腸菌感染症,コレラ,細菌性赤痢,腸チフス,パラチフス
4 類 感 染 症	<u>法</u> E型肝炎,A型肝炎,黄熱,Q熱,狂犬病,炭疽,鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。),ボツリヌス症,マラリア,野兎病
	政令 ウエストナイル熱,エキノコックス症,オウム病,オムスク出血熱,回帰熱,キャサヌル森林病,コクシジオイデス症,サル痘,腎症候性出血熱,西部ウマ脳炎,ダニ媒介脳炎,チクングニア熱,つつが虫病,デング熱,東部ウマ脳炎,ニパウイルス感染症,日本紅斑熱,日本脳炎,ハンタウイルス肺症候群,Bウイルス病,鼻疽,ブルセラ症,ベネズエラウマ脳炎,ヘンドラウイルス感染症,発しんチフス,ライム病,リッサウイルス感染症,リフトバレー熱,類鼻疽,レジオネラ症,レプトスピラ症,ロッキー山紅斑熱
5 類 感 染 症	法 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。),ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く。),クリプトスポリジウム症,後天性免疫不全症候群,性器クラミジア感染症,梅毒,麻しん,メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
	省令 アメーバ赤痢、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎 (ウェストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズェラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎、ジアルジア症、水痘、髄膜炎菌性髄膜炎、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、先天性風しん症候群、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症
指定感染症	(該当なし)
新 感 染 症	(該当なし)
新型インフル エ ン ザ 等 感 染 症	法 新型インフルエンザ,再興型インフルエンザ

- ※ 下線の感染症は、定点把握対象疾患
- ※ 網掛けの感染症は、現行の定期接種対象疾患

(参考3)地方衛生研究所とは

国民の健康を守り、生活の安全を確保するため、自治体が有する総合的検査研究機関

〇 設置自治体:

78カ所:47カ所(全都道府県)+31カ所(指定都市等)

- ○目的と業務:「地方衛生研究所設置要綱」 平成9年3月14日 厚生次官通知
 - ・公衆衛生の向上及び増進を図るため、地域における科学的・技術的中核として、 保健所等と緊密な連携の下に、以下の業務を行う。
 - ①調査研究(疾病予防、医薬品等)
 - ②試験検査(衛生微生物、衛生動物等)
 - ③研修指導
 - ④公衆衛生情報等の収集・解析・提供

〇課題

- 1. 保健所と異なり法的な位置づけがない。
- 2. 近年の機能低下。
 - ・平成15年~20年の5年間で、病原体検査可能項目が約40%減 (同時期に、職員数:約10%減、業務予算:約30%減)